

November, 2017

◇◇税理士法人 計理センター◇◇

栃木県宇都宮市西2丁目3番5号 齊藤ビル2階

TEL)028-636-6790 FAX)028-632-8389

E-mail ; tgkc@ucatv.ne.jp

URL : <http://www.tgkc.co.jp>



◇経営理念◇

1. 私たちは、お客様のニーズを把握し親切・迅速・的確なサービスを提供します。
2. 私たちは、納税者の権利を守るため、不断の努力によって知識を習得し、税制・税務行政の民主化に生かせるよう活動します。
3. 私たちは、自社の経営体質を堅固にし、社員の労働環境と待遇向上に努めながら、地域の発展と社会貢献に尽くしていきます。

第4回 税理士法人 計理センター

創立記念ゴルフコンペ



去る10月4日に第4回計理センター創立記念ゴルフコンペをホウライカントリー倶楽部で開催しました。優勝者は、有限会社河合工業の河合隆充社長、そして女性優勝は増山寿子様でした。

難コースに四苦八苦でしたが、天気にも恵まれ、4回目となる創立記念ゴルフコンペを終えることができました。

この度のコンペでは優勝者の河合社長様に、ホウライカントリー倶楽部の営業担当者をご紹介いただき、また、有限会社杉江製作所の杉江隆義社長様には、会員同伴プレー券をご提供いただきました。お二人のご助力に感謝申し上げます。その他にも多くの協賛品が寄せられ表彰式を大いに盛り上げていただきました。

カマタ鋼建(株)、(株)こぶし、(株)松原運輸、(有)廣田建興、大同生命保険(株)、(有)磯工務店、(有)河合工業、三愛興業(株)、三水プラント(株)(敬称略)。協賛して下さった皆様、大変有難うございました。今回の参加者数は15組、60名と大所帯にも関わらず、滞りなく進行できたこと、参加者の皆様のご協力に感謝申し上げます。



女性優勝 増山 寿子様 弊社代表 日野川勇一



優勝者 河合隆充社長

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための「つみたてNISA」が2018年1月からスタートします。

税制優遇を受けながら長期的な資産形成ができる制度として注目を集めています。

つみたてNISAは非課税の適用期間が20年間と長く、長期にわたる資産形成を応援するための制度です。非課税期間終了後は、課税口座（特定口座または一般口座）に移すか売却するかを選択できます。現行NISAのように非課税期間終了後にロールオーバー（翌年の非課税枠を使って投資）することはできません。

また、つみたてNISAで買える商品はすべて法令・告示の定める一定の基準を満たした長期投資向きの投資信託となっております。

II つみたてNISAと現行NISAの違い

制 度	現行NISA	つみたてNISA
年間投資枠	120万円	40万円
非課税期間	5年間 (最大10年間)	20年間
実施期間	2023年まで	2037年まで
取扱い商品	株式・投資信託	投資信託のみ

The book I recommend

～私のおすすめの本～

【365日スパゲティが食べたい】

著 者: 西 巻 真

出版 社: 文化出版局



“この本では... (中略) ...スパゲティが365日、毎日でも食べたくなるくらいおいしくて、かつ簡単に作れるということを紹介したい。どれもこれもとにかく、あっという間にできてしまう。ちょっとしたアイデアでいくらでもバリエーションが広がるから、けっこう楽しいのだ。はじめにより)”

私が本書と出会ったのは、おそらく10年ほど前になるかと思います。休日に作る簡単で美味しい料理が作りたいと思って手にしてから、家族につくるスパゲティは基本この本のレシピとなりました。

著者の西巻さんが言うように、レシピが簡単に書かれていて（多くても4ステップくらい）、かつ、自宅にあるシンプルな材料で美味しく作れるのがこの本の魅力です。

最近では、簡単に麺が作れるヌードルメーカーで麺を作って、スパゲティを楽しんでいます。

東日本大震災から6年、被災地はいま

2011年3月の東日本大震災から6年がたった今年、被害を受けた宮城県内13の市、町で追悼式や慰霊祭が営まれた。宮城県内では9500人以上が犠牲になり、七回忌を迎えても、まだ1200人余りが行方不明になっている。

私も今年、8月の全国高等学校総合体育大会「はばたけ世界へ南東北総体2017」で気仙沼市を訪れました。

気仙沼市内では土地の区画整理が進み、立派な被災者向けの復興住宅が建てられていて、沿岸部では5mほどの護岸も設置され始めていました。

復興住宅が立ち仮設住宅に住む方は減ったが、まだ仮設に住んでいる方々もいます。また買い物があると、仙台まで行く状況にもあります。

被災地がまだ、この様な状況のなか（下記写真は今年の夏に撮ったもので、震災前は住宅が立ち並んでいた場所です。）、平成29年9月28日午後、衆議院が解散された。衆院選は平成26年12月14日以来、約3年ぶりになる。

これにより野党は、離党者が相次いだり、週刊文春によるスキャンダルや新党が誕生したり波乱の展開になった。

この衆議院選において宮城県内の沿岸14市町では、正規職員以外に応援職員ら計1420人が必要であったが143人不足した状態で、22日（日）投開票が行われた。

このように被災地を混乱させている「大義のない選挙」で被災地は変わるのでしょうか？復興が遅れるのではないのでしょうか？

早朝のラジオで投票において、票を入れる人がいないのであれば、当選させたくない人に近い人にでも良いですから必ず行くようにと訴えていました。

私はそういう考え方もありかなと納得してしまいました。

みなさんは、投票に行かれましたか？



税務クイズ

多くの人が生命保険に加入していると思います。契約によっては生きているうちにも保険金が出るもの、満期により保険金が出るもの、亡くなったことにより出るものと契約は様々あります。「保険金が入ったけど税金はかからないよね」と考えている人も多いと思いますが、下の問いに答えて、該当する内容があれば当事務所職員又はお伺いしている担当者にお問い合わせ下さい。

問1 契約した保険が満期になり保険金を受取る場合

- 1 契約者は「夫」、被保険者は「夫」、保険金受取人が「夫」の場合
保険金を受取った「夫」にかかる税金は何税でしょう？
- ① 所得税 ② 相続税 ③ 贈与税

問2 契約した保険の被保険者が亡くなり保険金を受取る場合

- 1 契約者は「夫」、被保険者は「夫」、保険金受取人が「妻」の場合
保険金を受取った「妻」にかかる税金は何税でしょうか？
- ① 所得税 ② 相続税 ③ 贈与税

解 答

問1 ①所得税

問1の答えは所得税になり、その課税区分は一時所得として申告することになります。税金の計算方法は下記になります。

【受取保険金（配当含む）△既払保険料△特別控除（最高50万円）】×1/2＝一時所得

- ※特別控除は、満期保険が同年中に複数ある場合でも、合計で50万円になります。
- ※一時所得はその他の所得と合わせて累進課税により課税することになります。
- ※契約内容によっては金融類似商品として源泉分離課税される場合もあります。

問2 ②相続税

問2の答えは相続税になります。みなし相続財産となり税金の計算方法は下記になります。

受取保険金（配当金含む）△500万円×法定相続人の人数＝相続財産に加算される金額

最近の満期保険金は、金利の影響もあり、既払い保険料を大きく超える契約は少なくなってきましたが、複数重なると税金がかかる場合もあります。また、平成27年改正により、相続税の基礎控除額が大幅減額されています。死亡による保険金の受取りにも相続財産としての価値があり、その他の財産との合計金額が基礎控除額を超えていれば税金を支払う可能性があります。そうなる前に対策を練る必要もありますので、当事務所担当と共に良い節税方法を探して下さい。

『安心・安全・快適に』

パソコンを使っているとき、購入したとき、困った経験はありませんか？

- ◆ パソコンを購入したけどインターネット・メールの設定をどうすればいいの？
- ◆ 以前使っていたパソコンのデータを新しいパソコンに移動したい
- ◆ ウイルスが入ってしまったかもしれない
- ◆ パソコンが壊れて起動しない。でも思い出の写真のデータは取り出したい！
- ◆ 画面にメッセージが出てくるのだけれど、どうしたらいいかわからない
- ◆ 無線が急に使えなくなってしまったが設定がうまくいかない

等々、「あ〜、あるある、どうしたらいいかわからないよ」と、共感されるかたもいらっしゃるのではないのでしょうか？

弊社は、そんな「パソコンの困った」を解決する会社です。

栃木県・群馬県(一部店舗)のヤマダ電機内にパソコンサポートスタッフを常駐させ、数多くのお客様が「安心・安全・快適にパソコンを使用する為のお手伝い」をしています。

パソコンのトラブルはお気軽にご相談ください。

トラブル診断は無料で行っております。(設定、修理、操作指導等が発生した場合は有料)



また、新規にパソコンをご購入される際、どのような使い方をするのか、そのためにはどんな性能のパソコンが適しているのか、弊社スタッフ及びヤマダ電機の専門スタッフがアドバイスさせていただきます。

パソコンで困ったことがあれば、お近くのヤマダ電機内のパソコンサポートカウンターにお気軽にご相談ください。弊社スタッフがお待ちしております！

※一部店舗にはスタッフが常駐しておりませんので、お近くのヤマダ電機までお問い合わせください。

営業時間：AM10:00～PM19:00

所在地：下都賀郡壬生町大字安塚796-9

駐車場：無料 15台

TEL：0282-86-2272

FAX：0282-86-2492

注：店舗は土日祝日休業。平日16時まで。

出張サポートは年中無休です！



～ ～ 税務カレンダー ～ ～

◀ 11月 ▶		
内	容	納付／申請期限
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		平成29年11月10日
個人事業税の納付（第2期分）		平成29年11月中
所得税の予定納税額の減額申請		平成29年11月15日
所得税の予定納税額の納付		平成29年11月30日
9月決算法人の確定申告		平成29年11月30日
3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人市民税>（半期分） ※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です		平成29年11月30日

◀ 12月 ▶		
内	容	納付／申請期限
給与所得の年末調整		本年最後の給与支払日
給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出		本年最後の給与支払日
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		平成29年12月12日
10月決算法人の確定申告		平成30年1月4日
4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人市民税>（半期分） ※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です。		平成30年1月4日

今年も年末調整の書類が税務署より届く時期となりました。

マイナンバー制度の導入もあり不安も多いと思いますが、当事務所の各担当者と打ち合わせながら、年末調整に必要な書類を集めるようにして下さい。